

## 令和 7 年度第 1 回国民健康保険運営協議会 会議録

1. 日 時 令和 7 年 5 月 28 日（水） 13 時 30 分 ～ 14 時 00 分

2. 場 所 本庁舎 4 階 会議室 4 - 1、4 - 2

3. 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 副市長あいさつ

4 諮問（副市長から会長へ諮問書を手交）

5 会議録署名者の指名（→酒井委員、伊藤委員を指名）

6 協議事項

議題 1 令和 7 年度国民健康保険料の保険料率（案）について

7 その他

4. 出席委員

| 被保険者代表                   | 保険医・保険薬剤師代表                      | 公益代表                            | 被用者保険等代表 |
|--------------------------|----------------------------------|---------------------------------|----------|
| 伊藤 貴美子<br>高木 玲子<br>篠田 好充 | 八木澤 芳生<br>酒井 聡<br>杉本 光庸<br>山田 英樹 | 井納 誠<br>橋本 康代<br>田上 博幸<br>平野 華織 | 山西 ゆかり   |

5. 欠席委員

可兒 正則

6. 事務局職員

|        |           |
|--------|-----------|
| 副 市 長  | 磯 谷 均     |
| 市民生活部長 | 森 田 起 宇   |
| 医療保険課長 | 尾 関 裕 孝   |
| 係 長    | 木 野 村 進   |
| 係 長    | 中 村 直 弥   |
| 主 事    | 高 井 美 佑   |
| 専門事務職員 | 磯 谷 伊 久 雄 |

## 7. 議 事 録

### ○事務局

それでは、定刻となりましたので、ただ今より、令和7年度第1回各務原市国民健康保険運営協議会を開会いたします。

本日は、大変お忙しいところ、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、現在お見えになっていない委員は可児委員 1 名で、欠席の連絡をいただいております。13 名中、12 名の御出席をいただいております。

よって各務原市国民健康保険条例施行規則第 3 条第 4 項の規定にあります必要数、「委員の過半数」に達しておりますので、本協議会は成立しておりますことをご報告申し上げます。

それでは、協議会の開催に先立ちまして、井納会長よりごあいさつをいただきます。

### ○会長

(あいさつ)

### ○事務局

会長ありがとうございました。

本日の協議会に対し 1 名の傍聴者がお見えになりますので、これから入場していただきます。

続きまして、磯谷副市長がごあいさつ申し上げます。

### ○事務局

(磯谷副市長よりあいさつ)

### ○事務局

議題に入る前に新しい委員の方を紹介させていただきます。

本協議会の委員をお願いしていました被保険者代表の小島千津子様の退任に伴い、後任として篠田好充様に令和7年 4 月 1 日より就任していただきました。一言ご挨拶をお願いします。

### ○篠田委員

(あいさつ)

○事務局

ありがとうございました。

それでは本日の議題に入らせていただきます。議事を進めるに当たり、議長は、国保条例施行規則第3条第3項の規定により、会長にお願いすることになっております。

井納会長、よろしくお願いいたします。

○会長

本日も、皆様のご協力によりまして、議事がスムーズに進行するようお願い申し上げます。それでは、次第に従い、順次進めさせていただきます。

「4.諮問」に入ります。事務局の説明をお願いします。

○事務局

それでは、ただいまから副市長より、会長に諮問書を手交させていただきます。恐れ入りますが、お二人はご起立願います。

諮問内容は、「1.令和7年度国民健康保険料の保険料率(案)について」でございます。

それでは、副市長、諮問書を、会長にお渡しください。

(副市長より会長へ諮問書を手交。各委員に対して諮問書写しを配布)

副市長は他の公務のため、ここで退席させていただきます。

(磯谷副市長退席)

○事務局

本日はただいまの諮問につきまして、ご審議いただきますのでよろしくお願いいたします。

○会長

それでは、次第「5.会議録署名者の指名」に入ります。

本日の会議録の署名者を、私から指名させていただいてよろしいですか。

(「異議なし」の声)

本日の会議録署名者は、保険医・保険薬剤師代表の酒井聡委員と被保険者代表の伊藤貴美子委員のお二人にお願いいたします。

それでは、次第「6.協議事項」に入ります。

議題 1「令和 7 年度国民健康保険料の保険料率(案)」を議題といたします。

事務局から説明をお願いします。

#### ○事務局

それでは、「議題 1、令和 7 年度の国民健康保険料の保険料率(案)について」ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

資料の 2 ページをご覧ください。

まず、一つ目の項目「国民健康保険料率(案)について」です。

今年度の本市の保険料については、保険料率(案)で算出した結果、一人当たりの保険料が前年度比で平均 6,095 円増加し、約 5.4%の引き上げとなりました。

以前予算時に説明させていただいた際には 7,000 円の引き上げと説明させていただきましたが、若干抑えることができました。

保険料率の内容については、資料の一つ目の表をご覧ください。

本市の保険料は、前年中の被保険者の所得金額に基づく「所得割」、被保険者数に応じて算出する「被保険者均等割」、および世帯ごとに算出する「世帯別平等割」で構成されています。これらを「医療分」、「後期支援金分」、「介護分」として、それぞれ算出しています。

令和 7 年度は、表の合計のとおり、「所得割」は 12.27%、「被保険者均等割」は 54,000 円、「世帯別平等割」は 32,800 円として保険料率(案)を設定しています。

その下の表は、岐阜県が示した本市の標準保険料率で算出した金額と、保険料率(案)で算出した一人当たりの保険料の比較です。

太枠内に記載のとおり、県が示した標準保険料率で算出した一人当たりの保険料は 128,597 円であり、保険料率(案)で算出した金額は 119,212 円となり、昨年度より 6,095 円の増額となっています。

次に、二つ目の項目「今後の国民健康保険料について」です。

現在、本市が保有する剰余金は年々減少しており、令和 6 年度の単年度収支では約 2.1 億

円の赤字となる見込みです。令和 6 年度末の剰余金は 6.2 億円となり、活用できる金額にも限りがあります。

また、第 3 期の「岐阜県国民健康保険運営方針」では、令和 11 年度までに「岐阜県が定義する保険料水準の統一をおおむね達成することを目指す」と明記されています。

これらの状況から、剰余金を活用して急激な負担増を抑えつつ、令和 9 年度には標準保険料率での運営を予定しています。ただし、今後は被保険者数の減少、高齢化、医療の高度化などにより、一人当たりの負担が増加することが予測されます。そのため、その時々状況に応じた適正な運営を心掛けていきます。

3 ページ以降の保険料の計算例については、担当の中村が説明いたします。

医療保険課国保第二係長の中村でございます。

ケース別の保険料について説明をさせていただきます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

3ページの保険料計算《ケース1》をご覧ください。

65 歳以上の夫婦二人で年金収入のみの世帯を想定したケースとなります。令和7年度保険料は最下段に記載のとおり、178,500 円となり、前年度に比べ 4,900 円の上昇となります。

続きまして4ページの保険料計算《ケース2》をご覧ください。

40 歳未満の夫婦二人で給与収入のみの世帯を想定したケースとなります。各務原市の国保加入者の平均所得が約 95 万円であることから、夫婦で約 190 万円の所得の世帯を想定しております。令和 7 年度保険料は最下段に記載のとおり、263,200 円となり、前年度に比べ 6,400 円の上昇となります。

最後に5ページの保険料計算《ケース3》をご覧ください。

40 歳～64 歳の夫婦二人で営業所得の世帯を想定したケースで、所得は 103 万としております。この世帯は世帯所得が軽減判定基準額付近の世帯となります。

令和 7 年度各務原市国民健康保険条例の改正により、軽減判定所得が引き上げられ、昨年

と所得が変わっていなくとも新たに軽減を受けられるようになった場合にどのような計算となるかを示したのになります。令和 7 年度保険料は最下段に記載のとおり、144,000 円となり、前年度に比べ、38,800 円の減少となります。

以上で「議題 1、令和 7 年度国民健康保険料の保険料率(案)について」の説明を終わります。

○会長

説明ありがとうございました。

ただ今の議題 1 について、何か質問やご意見はございますか。

○伊藤委員

昨年度より一人当たりの保険料の増額が、予算時は 7,000 円ほどでしたが、実際に算出したところ 6,095 円に抑えられた理由は、予定より繰越金が多いからでしょうか。

○事務局

予算時に積算していた剰余金より若干多く持つことができるという見込みが立ちましたので、繰越金が増えた、剰余金が増えたということで若干抑えることができております。

○伊藤委員

去年と比較すると、一人当たりの保険料について、かなり増額が抑えられており、被保険者としてはとてもありがたいです。

○事務局

予算時の積算では 7,000 円でしたが、今説明があったとおり、例えば保険料の収納が予定より多かった等、総じて剰余金が増えたのでその分で抑制に使用でき、引き下げさせていただいております。

○伊藤委員

ありがとうございます。

○会長

その他無いようですので、先ほど諮問を受けました、議題 1「令和 7 年度国民健康保険料の保険料率(案)について」は、承認ということでよろしいでしょうか。

(拍手)

ありがとうございました。

次に「7.その他」ですが、折角の機会ですので、委員の皆様から何かございますか。

○平野委員

外国籍の方が近年どこの自治体も増えていると思うのですが、この各務原市でも増えていると思います。国保の運営に当たり、外国籍の方が増えているという状況はどのような影響がありますか。

○事務局

各務原市において、急激に外国籍の国民健康保険にご加入の方が増えているという状況ではありません。ただし報道などで行われているとおり、外国籍の方の収納率に関してはやはり低い状況にあります。中国籍の方が短期で加入され、高額な医療を受けられてそのまま帰国する、というような悪質なケースが増加しているという話がありますが、各務原市に関しては調査の結果、そういったケースは今のところ確認しておりません。報道で行われているような被害にはなっておりません。現状としては収納率に関してはやはり低い状況ではあるのでその辺りの対策は必要だと考えております。

○会長

ありがとうございます。

その他無いようですので、本日の議事は全て終了致しました。事務局にお返しいたします。

○事務局

会長ありがとうございました。ここで傍聴者の方にはご退席していただきます。

最後に事務局から1点ご連絡がございます。次回の運営協議会は、8月下旬頃を予定しております。日時等決まりましたらご連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして本日の協議会を閉会といたします。

本日はありがとうございました。